

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（略） （測定方法）</p> <p>第二条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 令第四条第一項に基づき、令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり二、キログラム未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合にあつては、第一号の規定によらないで次に掲げる方法であつて十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法によることができる。</p> <p>イ ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法</p> <p>ロ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法</p> <p>2 令第四条第二項の環境省令で定める方法は、次のいずれかとす</p>	<p>第一条（略） （測定方法）</p> <p>第二条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p>

る。

一 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法であつて環境大臣が定める方法

二 前項第四号に規定するところにより環境大臣が定める方法

(二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性への換算)

第三条 法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性への換算は、次項に定める場合を除き、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあつては、当該異性体の測定量は零として換算する。

2 前条第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性へ換算したものである。

第四条～七条(略)

(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準)

第七条の二 法第二十四条第一項の環境省令で定める基準は、一グラムにつき三ナノグラムとする。

2 前項の基準は、第二条第二項に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性への換算)

第三条 法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性への換算は、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあつては、当該異性体の測定量は零として換算する。

第四条～七条(略)

第八条（第十七条（略））

様式第一（第四条関係） 特定施設設置（使用、変更）届出書

様式第六（第八条関係） ダイオキシン類測定結果報告書

附 則

第一条（略）

（経過措置）

第二条（略）

2（略）

3 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第七条の二の規定は適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

第三条（略）

第八条（第十七条（略））

附 則

第一条（略）

（経過措置）

第二条（略）

2（略）

第三条（略）

余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1～2（略）</p> <p>3 第一項第一号及び前項第一号に規定する基準は最終処分基準省令第三条の規定に基づき同令第一条第二項第十四号八（同令第二条第二項第三号においてその例によることとされた場合を含む。）の規定による水質検査の方法として環境大臣が定める方法により、第一項第二号及び前項第二号に規定する基準はダイオキシン類対策特別措置法施行規則<u>第二条第一項第二号</u>に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3 第一項第一号及び前項第一号に規定する基準は最終処分基準省令第三条の規定に基づき同令第一条第二項第十四号八（同令第二条第二項第三号においてその例によることとされた場合を含む。）の規定による水質検査の方法として環境大臣が定める方法により、第一項第二号及び前項第二号に規定する基準はダイオキシン類対策特別措置法施行規則<u>第二条第二号</u>に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>